

第3次船橋市総合計画

令和4(2022)年度－令和13(2031)年度

第3次船橋市総合計画において、本市の強みを伸ばし、課題を克服するためのまちづくりの基本的な方向性として5つの「めざすまちの姿」を掲げ、各分野横断的な目標としています。

一人一人が自分らしく輝くまち

市民活動の輪は、地域や学校、産業、文化、スポーツなど様々な分野で広がりを見せており、市民の活躍がまちの活性化や発展につながっています。

様々な活動や交流の輪の中で、市民一人一人が持つ経験や能力を最大限に発揮するためには、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、お互いの個性や価値観を理解し、尊重し合うことが何よりも大切です。

市民が生涯にわたって、ライフステージに応じた生き方や学び方、働き方を選択することができる環境づくりを推進するとともに、人権や多様性を尊重する意識の醸成を図り、「一人一人が自分らしく輝くまち」を目指します。

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

生き生きとした心豊かな生活を送るためには、市民一人一人が健康であることが何よりも大切です。そして、安心できる暮らしには、子供から高齢者まで支えが必要なときに、誰もがその状況に合った適切なサービスや支援を受けられることが欠かせません。

安心して子供を生み育てることができる環境の整備や、生涯にわたる健康づくりのサポート、高齢者や障害のある人、複雑化・複合化した課題を抱える人などに寄り添った包括的な支援の充実などに取り組みながら、身近な地域で市民同士がお互いに支えあう地域づくりを推進し、「住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

住む人や働く人、訪れる人など、人が集まるまちには活力が生まれ、その活力がまちの魅力を高め、さらに人を集めという好循環を生み出します。

本市に関わる人が長い歴史の中で培ってきた伝統や文化、スポーツ、産業のほか、本市の自然環境など、様々な分野において、人を惹きつける魅力的な地域資源を有しています。

このような多彩な地域資源を活かしながら、新たな賑わいや価値を創出するまちづくりに取り組み、将来にわたって、市民に愛され、市外から多くの人が集まる「活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち」を目指します。

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

公共交通や商業、医療、教育などの都市機能の充実がもたらす生活の利便性と、海や川、緑地など恵み豊かな自然がもたらす安らぎの両面を享受できる暮らしは、本市の魅力のひとつです。

このような都市と自然が調和した暮らしを次世代へ引き継いでいかなければなりません。都市機能の維持や向上、良好な道路交通環境の整備などに努めるとともに、自然環境の保全や創出、環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換などを図り、「快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち」を目指します。

命と暮らしを守る強靭なまち

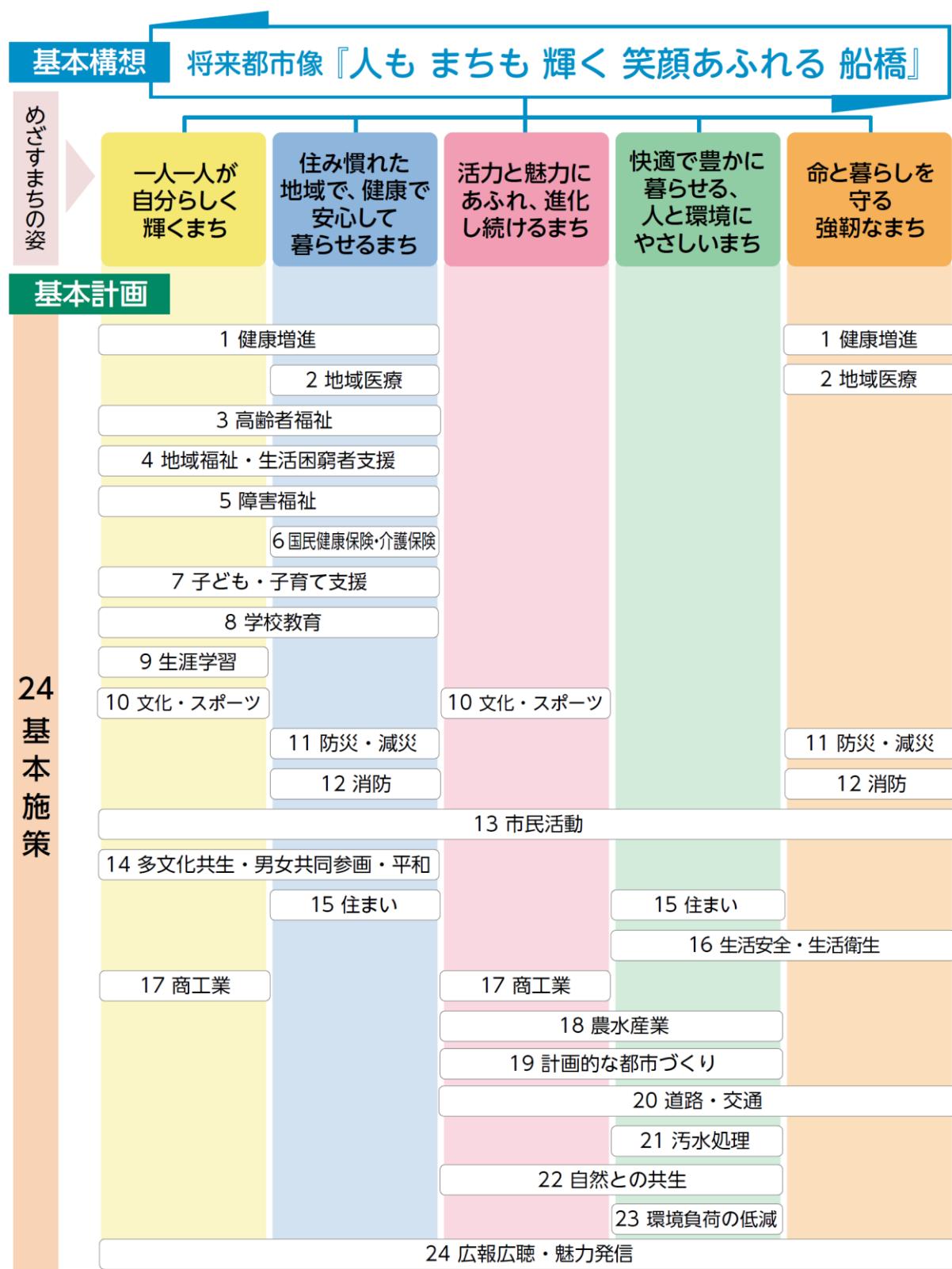
地震や風水害等の自然災害、大規模火災、犯罪の発生及び感染症の感染拡大など、市民生活を脅かす非常事態は、いつ、どこでも起こりうるものです。

このような危機意識を市民と共有するとともに、被害を防止・軽減するまちづくりを着実に推進していかなければなりません。

平時から、市民と行政が一体となって、災害や犯罪に強い地域づくりや、緊急時における効果的な情報の収集・伝達手段の強化に取り組むほか、危機管理体制の強化や、自然災害の被害を軽減するための都市基盤整備などを推進し、「命と暮らしを守る強靭なまち」を目指します。

5つの「めざすまちの姿」の実現に向けては、関連する複数の基本施策が相互に連携しながら、推進していく必要があります。

下図は、5つの「めざすまちの姿」に、特に関連する基本施策の関係性をマトリックス型で示したものです。



基本施策1 健康増進

本市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成27（2015）年に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸」、「主観的健康感の向上」、「生活満足度の向上」を目標に掲げ、市民、関係団体、行政の協働による健康づくりに取り組んでいます。今後も、生活習慣病重症化予防やフレイル予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図るほか、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生等に備えた健康危機管理体制を強化していく必要があります。

- 施策1 健康づくり
- 施策2 疾病予防対策の充実
- 施策3 健康危機管理の強化

基本施策2 地域医療

本市では、市民一人一人が、いつでも身近な地域で適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を進めており、今後も関係機関との連携や地域にある保健・医療・福祉の社会資源を有効活用しながら、さらなる体制の充実を図っていく必要があります。

- 施策1 在宅医療の推進
- 施策2 難病患者等の支援体制の充実
- 施策3 医療提供体制の充実
- 施策4 救急医療体制の充実

基本施策3 高齢者福祉

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりや相談支援体制の強化、また生活支援をはじめとした各種サービスの充実による地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

- 施策1 生きがいづくり
- 施策2 施設整備・人材確保の推進
- 施策3 相談支援体制の充実
- 施策4 生活支援の充実

基本施策4 地域福祉・生活困窮者支援

- 施策1 地域福祉の体制整備
- 施策2 生活困窮者への支援
- 施策3 包括的な相談支援体制の構築

基本施策5 障害福祉

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人が住み慣れた地域で、自分の望む生活を送ることができるよう、生活不安の解消や社会参加促進のための相談支援体制を整備するほか、市民への理解啓発を行っています。

- 施策1 障害への理解の促進
- 施策2 相談・生活支援の充実

基本施策6 国民健康保険・介護保険

少子高齢化の進行や雇用基盤の変化、家族形態の変化等、社会経済情勢の大きな変化が続く中、医療保険、介護、福祉等の社会保障制度が担う役割は、ますます大きくなっています。一方、社会保障制度の財政負担の増大から、将来にわたって持続可能な制度の運営が課題となっています。

- 施策1 国民健康保険事業の適正な運営
- 施策2 介護保険事業の適正な運営

基本施策7 子ども・子育て支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、子どもの権利が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支える必要があります。

- 施策1 教育・保育の充実
- 施策2 子供の健全な育成
- 施策3 妊娠期から子育て期にわたる支援
- 施策4 特別な配慮を要する子供への支援
- 施策5 ひとり親家庭等の自立支援
- 施策6 児童虐待防止対策

基本施策11 防災・減災

平成23（2011）年の東日本大震災や令和元（2019）年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模地震発生時に、特に木造住宅が密集した市街地では、建物の倒壊や延焼火災等が想定されるとともに、沿岸部では、津波による浸水の被害等が想定されます。また、台風や集中豪雨等発生時には、洪水・内水氾濫による浸水や土砂災害等が発生するおそれのある区域があります。これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

- 施策1 地域防災力の向上
- 施策2 防災体制の充実

基本施策14 多文化共生・男女共同参画・平和

-
- 施策2 男女共同参画の推進

基本施策16 生活安全・生活衛生

安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

- 施策4 生活衛生の向上

※ 健康福祉局及び病院局が実施している事業に特に関連がある基本施策、施策を抜粋し掲載しています。